

広島県告示第四百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・七〇二号長東八木線及び三・三・七〇三号川の内線

三 事業施行期間

令和二年三月二十六日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県広島市安佐南区緑井六丁目、緑井七丁目、緑井八丁目、緑井町及び八木四丁目地

内

使用の部分

広島県広島市安佐南区緑井六丁目及び緑井八丁目地内